# 【表紙】

| | |
|---|---|
| 【提出書類】 | 半期報告書 |
| 【提出先】 | 関東財務局長殿 |
| 【提出日】 | 2026年1月21日提出 |
| 【計算期間】 | 第2期中(自 2025年4月22日至 2025年10月21日) |
| 【ファンド名】 | あおぞら・新グローバル分散ファンド（限定追加型）２０２４－０４ |
| 【発行者名】 | あおぞら投信株式会社 |
| 【代表者の役職氏名】 | 代表取締役社長 橋本　明美 |
| 【本店の所在の場所】 | 東京都千代田区麹町六丁目１番地１ |
| 【事務連絡者氏名】 | 長瀬　博子 |
| 【連絡場所】 | 東京都千代田区麹町六丁目１番地１ |
| 【電話番号】 | 03-6752-1050 |
| 【縦覧に供する場所】 | 該当事項はありません。 |

## 1【ファンドの運用状況】

以下は2025年10月31日現在の運用状況であります。
投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。
また、各投資比率の合計は端数処理の関係上、100%にならない場合があります。

### （1）【投資状況】

| 資産の種類 | 国／地域 | 時価合計（円） | 投資比率（%） |
|---|---|---|---|
| 投資証券 | アイルランド | 72,869,084,964 | 99.26 |
| 現金・預金・その他の資産(負債控除後) | ― | 537,228,922 | 0.73 |
| 合計(純資産総額) | | 73,406,313,886 | 100.00 |

### （2）【運用実績】

#### ①【純資産の推移】

| 期別 | 純資産総額（円） | | 1口当たり純資産額（円） | |
|---|---|---|---|---|
| | （分配落） | （分配付） | （分配落） | （分配付） |
| 第1計算期間末　(2025年 4月21日) | 65,719,704,938 | 65,719,704,938 | 0.9306 | 0.9306 |
| 2024年10月末日 | 72,205,113,413 | ― | 1.0102 | ― |
| 11月末日 | 72,234,925,885 | ― | 1.0119 | ― |
| 12月末日 | 72,528,351,416 | ― | 1.0181 | ― |
| 2025年 1月末日 | 72,490,487,319 | ― | 1.0198 | ― |
| 2月末日 | 70,676,132,102 | ― | 0.9969 | ― |
| 3月末日 | 69,636,707,261 | ― | 0.9842 | ― |
| 4月末日 | 67,248,392,075 | ― | 0.9534 | ― |
| 5月末日 | 69,956,427,121 | ― | 0.9929 | ― |
| 6月末日 | 71,479,811,117 | ― | 1.0186 | ― |
| 7月末日 | 72,520,888,479 | ― | 1.0496 | ― |
| 8月末日 | 72,248,400,358 | ― | 1.0569 | ― |
| 9月末日 | 72,369,728,789 | ― | 1.0748 | ― |
| 10月末日 | 73,406,313,886 | ― | 1.1078 | ― |

#### ②【分配の推移】

| 期 | 期間 | 1口当たりの分配金（円） |
|---|---|---|
| 第1期 | 2024年 4月24日～2025年 4月21日 | 0.0000 |
| 当中間期 | 2025年 4月22日～2025年10月21日 | ― |

#### ③【収益率の推移】

| 期 | 期間 | 収益率（%） |
|---|---|---|
| 第1期 | 2024年 4月24日～2025年 4月21日 | △6.9 |
| 当中間期 | 2025年 4月22日～2025年10月21日 | 17.4 |

(注)各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額（分配落ち）に当該計算期間の分配金を加算し、当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落ち。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じた数です。なお、小数点以下2桁目を四捨五入し、小数点以下1桁目まで表示しております。

## 2【設定及び解約の実績】

| 期 | 期間 | 設定口数（口） | 解約口数（口） |
|---|---|---|---|
| 第1期 | 2024年 4月24日～2025年 4月21日 | 71,715,088,728 | 1,094,560,130 |
| 当中間期 | 2025年 4月22日～2025年10月21日 | ― | 4,018,333,228 |

(注)第1計算期間の設定口数には、当初設定口数を含みます。

## ３【ファンドの経理状況】

**（1）本ファンドの中間財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第284条及び第307条の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則（平成12年総理府令第133号）」に基づいて作成しております。**
**なお、中間財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。**

**（2）本ファンドは、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づき、第２期中間計算期間（2025年４月22日から2025年10月21日まで）の中間財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる中間監査を受けております。**

**【あおぞら・新グローバル分散ファンド（限定追加型）２０２４－０４】**

## （１）【中間貸借対照表】

（単位：円）

| | 第1期<br>2025年 4月21日現在 | 第2期中間計算期間<br>2025年10月21日現在 |
|---|---|---|
| 資産の部 | | |
| 流動資産 | | |
| コール・ローン | 699,284,383 | 572,299,140 |
| 投資証券 | 65,408,851,344 | 72,724,452,230 |
| 未収利息 | 6,705 | 5,487 |
| 流動資産合計 | 66,108,142,432 | 73,296,756,857 |
| 資産合計 | 66,108,142,432 | 73,296,756,857 |
| 負債の部 | | |
| 流動負債 | | |
| 未払解約金 | 914,257 | 158,924,421 |
| 未払受託者報酬 | 9,665,542 | 9,821,867 |
| 未払委託者報酬 | 376,956,176 | 383,052,968 |
| その他未払費用 | 901,519 | 981,156 |
| 流動負債合計 | 388,437,494 | 552,780,412 |
| 負債合計 | 388,437,494 | 552,780,412 |
| 純資産の部 | | |
| 元本等 | | |
| 元本 | 70,620,528,598 | 66,602,195,370 |
| 剰余金 | | |
| 中間剰余金又は中間欠損金（△） | △4,900,823,660 | 6,141,781,075 |
| （分配準備積立金） | 1,510,277,592 | 1,424,342,064 |
| 元本等合計 | 65,719,704,938 | 72,743,976,445 |
| 純資産合計 | 65,719,704,938 | 72,743,976,445 |
| 負債純資産合計 | 66,108,142,432 | 73,296,756,857 |

## （２）【中間損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

| | 第1期中間計算期間<br>自　2024年 4月24日<br>至　2024年10月23日 | 第2期中間計算期間<br>自　2025年 4月22日<br>至　2025年10月21日 |
|---|---|---|
| 営業収益 | | |
| 受取配当金 | 1,123,467,156 | 847,508,459 |
| 受取利息 | 137,333 | 718,591 |
| 有価証券売買等損益 | △230,811,106 | 10,792,039,427 |
| 営業収益合計 | 892,793,383 | 11,640,266,477 |
| 営業費用 | | |
| 受託者報酬 | 7,999,656 | 9,821,867 |
| 委託者報酬 | 311,986,768 | 383,052,968 |
| その他費用 | 859,300 | 981,156 |
| 営業費用合計 | 320,845,724 | 393,855,991 |
| 営業利益又は営業損失（△） | 571,947,659 | 11,246,410,486 |
| 経常利益又は経常損失（△） | 571,947,659 | 11,246,410,486 |
| 中間純利益又は中間純損失（△） | 571,947,659 | 11,246,410,486 |
| 一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額（△） | △1,680,512 | 482,664,993 |
| 期首剰余金又は期首欠損金（△） | - | △4,900,823,660 |
| 剰余金増加額又は欠損金減少額 | 52,139,897 | 278,859,242 |
| 中間一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額 | - | 278,859,242 |
| 中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額 | 52,139,897 | - |
| 剰余金減少額又は欠損金増加額 | 153,106 | - |
| 中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額 | 153,106 | - |
| 中間追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額 | - | - |
| 分配金 | - | - |
| 中間剰余金又は中間欠損金（△） | 625,614,962 | 6,141,781,075 |

## （３）【中間注記表】

**（重要な会計方針に係る事項に関する注記）**

| | |
|---|---|
| １.有価証券の評価基準及び評価方法 | 投資証券<br>移動平均法に基づき、時価で評価しております。<br>時価評価にあたっては、投資証券の基準価額で評価しております。 |
| ２.収益及び費用の計上基準 | 受取配当金<br>原則として、投資証券の収益分配落ち日において、当該収益分配金金額を計上しております。 |

**（中間貸借対照表に関する注記）**

| 第1期<br>2025年 4月21日現在 | 第2期中間計算期間<br>2025年10月21日現在 |
|---|---|
| １． 計算期間の末日における受益権の総数<br>70,620,528,598口 | １． 中間計算期間の末日における受益権の総数<br>66,602,195,370口 |
| ２． 投資信託財産の計算に関する規則第55条の6第10号に規定する額<br>元本の欠損 4,900,823,660円 | ２． 投資信託財産の計算に関する規則第55条の6第10号に規定する額<br>元本の欠損 -円 |
| ３． 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額<br>1口当たり純資産額 0.9306円<br>(10,000口当たり純資産額) (9,306円) | ３． 中間計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額<br>1口当たり純資産額 1.0922円<br>(10,000口当たり純資産額) (10,922円) |

**（中間損益及び剰余金計算書に関する注記）**

該当事項はありません。

**（金融商品に関する注記）**

**金融商品の時価等に関する事項**

| 期別<br>項目 | 第1期<br>2025年 4月21日現在 | 第2期中間計算期間<br>2025年10月21日現在 |
|---|---|---|
| １．貸借対照表計上額、時価及びその差額 | 貸借対照表上の金融商品は原則として時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価の差額はありません。 | 中間貸借対照表上の金融商品は原則として時価で評価しているため、中間貸借対照表計上額と時価の差額はありません。 |
| ２．時価の算定方法 | 有価証券<br>売買目的有価証券<br>（重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 | 有価証券<br>売買目的有価証券<br>同左 |
| ３．金融商品の時価等に関する事項についての補足説明 | 金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。 | 同左 |

**（重要な後発事象に関する注記）**

該当事項はありません。

**（その他の注記）**

**元本の移動**

| 区分 | 第1期<br>自 2024年 4月24日<br>至 2025年 4月21日 | 第2期中間計算期間<br>自 2025年 4月22日<br>至 2025年10月21日 |
|---|---|---|
| 投資信託財産に係る元本の状況 | | |
| 期首元本額 | 10,408,046,435円 | 70,620,528,598円 |
| 期中追加設定元本額 | 61,307,042,293円 | -円 |
| 期中一部解約元本額 | 1,094,560,130円 | 4,018,333,228円 |

**（デリバティブ取引等に関する注記）**

該当事項はありません。

## 4【委託会社等の概況】

### （1）【資本金の額】

2025年10月末現在

| | | |
|---|---|---|
| 資本金の額 | ： | 5億円 |
| 発行する株式の総数 | ： | 45,000株 |
| 発行済株式総数 | ： | 18,000株 |
| 過去５年間における主な資本金の増減 | ： | 2025年8月1日　資本金5億円に増資 |

### （2）【事業の内容及び営業の状況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また、「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者として第二種金融商品取引業にかかる業務の一部として勧誘業務を行うことができます。

なお、2025年10月末現在、委託会社の運用する証券投資信託は以下の通りです（親投資信託を除きます。）。

| 種類 | 本数 | 純資産総額（円） |
|---|---|---|
| 追加型株式投資信託 | 47 | 552,585,360,722 |
| 単位型株式投資信託 | 8 | 13,714,041,584 |
| 合計 | 55 | 566,299,402,306 |

### （3）【その他】

（1）定款の変更
委託会社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。
（2）訴訟事件その他の重要事項
委託会社に重要な影響を与えた事実、または与えると予想される訴訟事件などは発生していません。

## 5【委託会社等の経理状況】

1．財務諸表及び中間財務諸表の作成方法について

委託会社であるあおぞら投信株式会社（以下「当社」という。）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）（以下「財務諸表等規則」という。）第2条の規定により、財務諸表等規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令（平成19年内閣府令第52号）」に基づき作成しております。

また、当社の中間財務諸表は、財務諸表等規則第282条及び第306条の規定により、財務諸表等規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令」に基づき作成しております。

財務諸表及び中間財務諸表に記載している金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第12期事業年度（2024年4月1日から2025年3月31日まで）の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる監査を受けております。

また、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第13期事業年度に係る中間会計期間（自2025年4月1日　至2025年9月30日）の中間財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる中間監査を受けております。

### （1）【貸借対照表】

| 期別 | | 前事業年度末<br>（2024年 3月31日現在） | | 当事業年度末<br>（2025年 3月31日現在） | |
|---|---|---|---|---|---|
| 科目 | 注記番号 | 内訳<br>（千円） | 金額<br>（千円） | 内訳<br>（千円） | 金額<br>（千円） |
| （資産の部） | | | | | |
| 流動資産 | | | | | |
| 現金・預金 | ※２ | | 1,341,600 | | 1,932,863 |
| 前払費用 | | | 10,637 | | 3,595 |
| 未収委託者報酬 | | | 1,706,098 | | 1,707,727 |
| 未収入金 | | | 0 | | - |
| 流動資産計 | | | 3,058,337 | | 3,644,186 |
| 固定資産 | | | | | |
| 有形固定資産 | ※１ | | 19,486 | | 18,454 |
| 建物 | | 18,986 | | 18,006 | |
| 器具備品 | | 499 | | 447 | |
| 無形固定資産 | | | 18,750 | | 13,750 |
| ソフトウェア | | 18,750 | | 13,750 | |
| 投資その他の資産 | | | 36,148 | | 46,703 |
| 繰延税金資産 | | 36,148 | | 46,562 | |
| 敷金差入保証金 | | - | | 141 | |
| 固定資産計 | | | 74,384 | | 78,907 |
| 資産合計 | | | 3,132,721 | | 3,723,093 |
| （負債の部） | | | | | |
| 流動負債 | | | | | |
| 未払金 | | | 1,243,093 | | 1,052,600 |
| 未払手数料 | ※２ | 876,900 | | 882,402 | |
| その他未払金 | ※２ | 366,193 | | 170,197 | |
| 未払費用 | | | 1,710 | | 23,088 |
| 未払法人税等 | | | 66,693 | | 157,658 |
| 未払消費税等 | | | 75,401 | | 25,616 |
| 預り金 | | | 11,909 | | 24,749 |
| 賞与引当金 | | | - | | 63,504 |
| 流動負債計 | | | 1,398,808 | | 1,347,218 |
| 固定負債 | | | | | |
| 資産除去債務 | | | 22,763 | | 22,947 |
| 固定負債計 | | | 22,763 | | 22,947 |
| 負債合計 | | | 1,421,572 | | 1,370,166 |
| （純資産の部） | | | | | |
| 株主資本 | | | | | |

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 資本金 | | | 450,000 | | 450,000 |
| 資本剰余金 | | | 450,000 | | 450,000 |
| 資本準備金 | | 450,000 | | 450,000 | |
| 利益剰余金 | | | 811,149 | | 1,452,927 |
| その他利益剰余金 | | | | | |
| 繰越利益剰余金 | | 811,149 | | 1,452,927 | |
| 純資産合計 | | | 1,711,149 | | 2,352,927 |
| 負債・純資産合計 | | | 3,132,721 | | 3,723,093 |

（2）【損益計算書】

| 期別 | | 前事業年度<br>（自　2023年4月 1日<br>至　2024年 3月31日） | | 当事業年度<br>（自　2024年4月 1日<br>至　2025年3月31日） | |
|---|---|---|---|---|---|
| 科目 | 注記番号 | 内訳<br>（千円） | 金額<br>（千円） | 内訳<br>（千円） | 金額<br>（千円） |
| 営業収益 | | | | | |
| 委託者報酬 | | 3,612,275 | | 4,000,942 | |
| 営業収益計 | | | 3,612,275 | | 4,000,942 |
| 営業費用 | | | | | |
| 支払手数料 | ※2 | 1,844,928 | | 2,076,089 | |
| 支払投資顧問料 | | 14,032 | | 12,879 | |
| 広告宣伝費 | | 22,230 | | 34,041 | |
| 調査費 | | 41,978 | | 64,406 | |
| 委託計算費 | | 44,462 | | 120,159 | |
| 営業雑経費 | | 101,345 | | 116,359 | |
| 通信費 | | 4,955 | | 6,398 | |
| 印刷費 | | 94,509 | | 107,452 | |
| 協会費 | | 1,880 | | 2,509 | |
| 営業費用計 | | | 2,068,978 | | 2,423,936 |
| 一般管理費 | | | | | |
| 給料 | ※2 | 376,478 | | 459,738 | |
| 役員報酬 | | 89,737 | | 75,399 | |
| 給料・手当 | | 211,324 | | 286,675 | |
| 賞与 | | 75,416 | | 34,159 | |
| 賞与引当金繰入額 | | - | | 63,504 | |
| 法定福利費 | ※2 | 37,594 | | 50,773 | |
| 採用費 | | - | | 7,837 | |
| 福利厚生費 | | - | | 1,024 | |
| 交際費 | | 6,484 | | 4,013 | |
| 寄付金 | | 2,000 | | 20 | |
| 会議費 | | 1,259 | | 12,351 | |
| 旅費交通費 | | 13,429 | | 17,142 | |
| 租税公課 | | 21,228 | | 21,479 | |
| 不動産賃借料 | ※2 | 25,291 | | 28,834 | |
| 賃借料 | ※2 | 6,004 | | 8,181 | |
| 固定資産減価償却費 | ※1 | 6,660 | | 6,229 | |
| 資産除去債務利息費用 | | 161 | | 183 | |
| 支払報酬料 | | 7,778 | | 14,063 | |
| 消耗品費 | | 4,373 | | 1,403 | |
| 外注費 | | 3,996 | | 3,996 | |
| 保守修理費 | | 7,370 | | 5,854 | |
| 保険料 | | 333 | | 993 | |
| 送金手数料 | | 4,751 | | 6,400 | |
| 一般管理費計 | | | 525,194 | | 650,523 |
| 営業利益 | | | 1,018,102 | | 926,482 |
| 営業外収益 | | | | | |
| 受取利息 | ※2 | 6 | | 462 | |
| 雑収入 | | 168 | | 524 | |
| 営業外収益計 | | | 174 | | 987 |
| 営業外費用 | | | | | |
| 雑損失 | | 65 | | - | |
| 営業外費用計 | | | 65 | | - |
| 経常利益 | | | 1,018,211 | | 927,470 |
| 税引前当期純利益 | | | 1,018,211 | | 927,470 |

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 法人税、住民税及び事業税 | ※２ | 321,168 | | 296,105 |
| 法人税等調整額 | | △15,464 | | △10,413 |
| 当期純利益 | | 712,506 | | 641,777 |

（３）【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自　2023年 4月 1日　至　2024年 3月31日）　（単位：千円）

| | 株主資本 | | | | | | 純資産合計 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 資本金 | 資本剰余金 | | 利益剰余金 | | 株主資本合計 | |
| | | 資本準備金 | 資本剰余金合計 | その他利益剰余金 | 利益剰余金合計 | | |
| | | | | 繰越利益剰余金 | | | |
| 当期首残高 | 450,000 | 450,000 | 450,000 | 98,642 | 98,642 | 998,642 | 998,642 |
| 当期変動額 | | | | | | | |
| 当期純利益 | | | | 712,506 | 712,506 | 712,506 | 712,506 |
| 当期変動額合計 | - | - | - | 712,506 | 712,506 | 712,506 | 712,506 |
| 当期末残高 | 450,000 | 450,000 | 450,000 | 811,149 | 811,149 | 1,711,149 | 1,711,149 |

当事業年度（自　2024年 4月 1日　至　2025年 3月31日）　（単位：千円）

| | 株主資本 | | | | | | 純資産合計 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 資本金 | 資本剰余金 | | 利益剰余金 | | 株主資本合計 | |
| | | 資本準備金 | 資本剰余金合計 | その他利益剰余金 | 利益剰余金合計 | | |
| | | | | 繰越利益剰余金 | | | |
| 当期首残高 | 450,000 | 450,000 | 450,000 | 811,149 | 811,149 | 1,711,149 | 1,711,149 |
| 当期変動額 | | | | | | | |
| 当期純利益 | | | | 641,777 | 641,777 | 641,777 | 641,777 |
| 当期変動額合計 | - | - | - | 641,777 | 641,777 | 641,777 | 641,777 |
| 当期末残高 | 450,000 | 450,000 | 450,000 | 1,452,927 | 1,452,927 | 2,352,927 | 2,352,927 |

重要な会計方針
１．固定資産の減価償却の方法
(1) 有形固定資産
建物については、定額法を採用しております。器具備品については、主に定率法によっております。
なお、主な耐用年数は次のとおりであります。
建物　10～30年
器具備品　3～15年

(2) 無形固定資産
定額法を採用しております。
なお、主な耐用年数は次のとおりであります。
自社利用のソフトウェア　5年

２．賞与引当金の計上基準
賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当会計年度に帰属する額を計上しております。

３．収益及び費用の計上基準
当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。
(1) 委託者報酬
当社は、投資信託の信託約款に基づき信託財産の運用指図等を行っております。当該報酬は投資信託の信託期間にわたり収益として認識しております。

４．その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項
(1) グループ通算制度の適用
当社は、株式会社あおぞら銀行を通算親会社とするグループ通算制度を適用しており、当制度を前提とした会計処理を行っております。

**注記事項**

**（貸借対照表関係）**

**※１．有形固定資産の減価償却累計額**

| | 前事業年度<br>（2024年 3月31日現在） | 当事業年度<br>（2025年 3月31日現在） |
|---|---|---|
| 有形固定資産の減価償却累計額 | 6,043千円 | 7,272千円 |

**※２．関係会社に対する資産・負債**

| | 前事業年度<br>（2024年 3月31日現在） | 当事業年度<br>（2025年 3月31日現在） |
|---|---|---|
| 流動資産 | | |
| 預金 | 584,487千円 | 436,001千円 |
| 流動負債 | | |
| 未払手数料 | 277,387 | 264,667 |
| その他未払金 | 332,756 | 162,668 |

**（損益計算書関係）**

**※１．減価償却実施額**

| | 前事業年度<br>（2024年 3月31日現在） | 当事業年度<br>（2025年 3月31日現在） |
|---|---|---|
| 有形固定資産 | 1,068千円 | 1,229千円 |
| 無形固定資産 | 5,591 | 5,000 |

**※２．関係会社に対する事項**

| | 前事業年度<br>（自　2023年4月 1日<br>至　2024年3月31日） | 当事業年度<br>（自　2024年4月 1日<br>至　2025年3月31日） |
|---|---|---|
| 支払手数料 | 552,935千円 | 626,298千円 |
| 給料 | 372,428 | 139,944 |
| 法定福利費 | 36,896 | 19,223 |
| 不動産賃借料 | 25,291 | 28,834 |
| 賃借料 | 4,927 | 7,099 |
| 受取利息 | 3 | 275 |
| 法人税、住民税及び事業税 | 263,684 | 131,641 |

当該金額は、グループ通算制度により、通算親会社と授受する金額であります。

**（株主資本等変動計算書関係）**

前事業年度（自　2023年 4月 1日　至　2024年 3月31日）

発行済株式の種類及び総数に関する事項

| 株式の種類 | 当事業年度<br>期首株式数 | 当事業年度<br>増加株式数 | 当事業年度<br>減少株式数 | 当事業年度末<br>株式数 |
|---|---|---|---|---|
| 普通株式 | 18,000株 | - | - | 18,000株 |

当事業年度（自　2024年 4月 1日　至　2025年 3月31日）

発行済株式の種類及び総数に関する事項

| 株式の種類 | 当事業年度<br>期首株式数 | 当事業年度<br>増加株式数 | 当事業年度<br>減少株式数 | 当事業年度末<br>株式数 |
|---|---|---|---|---|
| 普通株式 | 18,000株 | - | - | 18,000株 |

**（金融商品関係）**

**１．金融商品の状況に関する事項**

**(1) 金融商品に対する取組方針**

当社が事業を行うための資金運用については、短期的な預金等に限定し、また、資金調達については、借入によらず、株式の発行により行う方針です。なお、デリバティブ取引は行っておりません。

**(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制**

当社の営業債権である未収委託者報酬の基礎となる投資信託財産は、信託法により信託銀行の固有資産と分別管理されており、当該報酬は、計理上毎日の未払費用として投資信託財産の負債項目に計上されております。このため、顧客の信用リスクはありません。また、未収入金に係る顧客の信用リスクについては、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行い、リスク低減を図っております。

**(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明**

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

**２．金融商品の時価等に関する事項**

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

前事業年度（2024年 3月31日現在）　（単位：千円）

| | 貸借対照表計上額 | 時価 | 差額 |
|---|---|---|---|
| (1) 未収委託者報酬 | 1,706,098 | 1,706,098 | - |
| (2) 未収入金 | 0 | 0 | - |
| 資産計 | 1,706,099 | 1,706,099 | - |
| (1) 未払手数料 | 876,900 | 876,900 | - |
| (2) その他未払金 | 366,193 | 366,193 | - |
| 負債計 | 1,243,093 | 1,243,093 | - |

当事業年度（2025年 3月31日現在）　（単位：千円）

| | 貸借対照表計上額 | 時価 | 差額 |
|---|---|---|---|
| (1) 未収委託者報酬 | 1,707,727 | 1,707,727 | - |
| 資産計 | 1,707,727 | 1,707,727 | - |
| (1) 未払手数料 | 882,402 | 882,402 | - |
| (2) その他未払金 | 170,197 | 170,197 | - |
| 負債計 | 1,052,600 | 1,052,600 | - |

(注1) 「現金・預金」については、現金であること、及び預金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(注2) 金銭債権の決算日後の償還予定額

前事業年度（2024年 3月31日現在）　（単位：千円）

| | 1年以内 | 1年超 |
|---|---|---|
| (1) 未収委託者報酬 | 1,706,098 | - |
| (2) 未収入金 | 0 | - |
| 合計 | 1,706,099 | - |

当事業年度（2025年 3月31日現在）　（単位：千円）

| | 1年以内 | 1年超 |
|---|---|---|
| (1) 未収委託者報酬 | 1,707,727 | - |
| 合計 | 1,707,727 | - |

3．金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の３つのレベルに分類しております。

レベル１の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル２の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル１のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル３の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で貸借対照表に計上している金融商品

当事業年度（2025年 3月31日現在）

該当事項はありません。

(2) 時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

当事業年度（2025年 3月31日現在）

| 区分 | 時価（単位：千円） | | | |
|---|---|---|---|---|
| | レベル１ | レベル２ | レベル３ | 合計 |
| 未収委託者報酬 | - | 1,707,727 | - | 1,707,727 |
| 資産計 | - | 1,707,727 | - | 1,707,727 |
| 未払手数料 | - | 882,402 | - | 882,402 |
| その他未払金 | - | 170,197 | - | 170,197 |
| 負債計 | - | 1,052,600 | - | 1,052,600 |

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

未収委託者報酬

この時価は、一定の期間ごとに区分した債権ごとに、債権額と満期までの期間及び信用リスクを加味した利率を基に割引現在価値法により算定しており、レベル２の時価に分類しております。

未払手数料及びその他未払金
これらの時価は、一定の期間ごとに区分した債務ごとに、その将来キャッシュ・フローと、返済期日までの期間及び信用リスクを加味した利率を基に割引現在価値法により算定しており、レベル２の時価に分類しております。

（税効果会計関係）
１．繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

| | 前事業年度<br>（2024年 3月31日現在） | 当事業年度<br>（2025年 3月31日現在） |
|---|---|---|
| 繰延税金資産 | （千円） | （千円） |
| 未払費用 | 523 | 7,069 |
| 未払賞与 | 21,007 | 9,299 |
| 賞与引当金 | - | 19,444 |
| 資産除去債務 | 6,970 | 7,026 |
| 未払事業税 | 12,719 | 8,710 |
| 繰延税金資産合計 | 41,221 | 51,551 |
| 繰延税金負債 | | |
| 資産除去債務に対応する除去費用 | △5,072 | △4,989 |
| 繰延税金負債合計 | △5,072 | △4,989 |
| 繰延税金資産(負債)の純額 | 36,148 | 46,562 |

２．法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

| | 前事業年度<br>（2024年 3月31日現在） | 当事業年度<br>（2025年 3月31日現在） |
|---|---|---|
| 実効税率 | 30.6% | 30.6% |
| （調整） | | |
| 交際費等永久に損金に算入されない項目 | 0.2 | 0.1 |
| 住民税均等割 | 0.0 | 0.0 |
| 評価性引当額の減少 | △1.0 | - |
| 税率変更による期末繰延税金資産の減額修正 | - | 0.0 |
| その他 | 0.2 | 0.0 |
| 税効果会計適用後の法人税等の負担率 | 30.0% | 30.8% |

３．法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理
当社は、株式会社あおぞら銀行を通算親会社とするグループ通算制度を適用しており、当制度を前提とした会計処理を行っております。これに伴い、法人税及び地方法人税並びに税効果会計の会計処理及び開示については、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第42 号 2021 年8 月12 日。以下「実務対応報告第42 号」という。）に従っております。

４．法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正
「所得税法等の一部を改正する法律」（令和7年法律第13号）が2025年3月31日に国会で成立したことに伴い、2026年4月1日以後開始する事業年度より、「防衛特別法人税」の課税が行われることになりました。
これに伴い、2026年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時際に係る繰延税金資産及び繰延税金負債については、法定実効税率を30.6%から31.5%に変更し計算しております。
この変更により、当事業年度の繰延税金資産の金額（繰延税金負債の金額を控除した金額）は136千円減少し、法人税等調整額が136千円減少しております。

（資産除去債務関係）
資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの
(1) 当該資産除去債務の概要
オフィスの不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。

(2) 当該資産除去債務の金額の算定方法
使用見込期間を取得から360箇月と見積り、割引率は0.808%を使用して資産除去債務の金額を算定しております。

(3) 資産除去債務の総額の増減　（単位：千円）

| | 前事業年度<br>（自 2023年 4月 1日<br>至 2024年 3月31日） | 当事業年度<br>（自 2024年 4月 1日<br>至 2025年 3月31日） |
|---|---|---|
| 期首残高 | 12,431 | 22,763 |

| | | |
|---|---|---|
| 有形固定資産の取得に伴う増加額 | 22,627 | - |
| 時の経過による調整額 | 161 | 183 |
| 資産除去債務の履行による減少額 | △12,456 | - |
| 期末残高 | 22,763 | 22,947 |

（セグメント情報等）
前事業年度（自　2023年 4月 1日　至　2024年 3月31日）
１．セグメント情報
当社は金融商品取引業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

２．関連情報
(1) 商品及びサービスごとの情報
単一の商品・サービスの区分の外部顧客からの営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 地域ごとの情報
① 営業収益
投資信託の受益者の情報を制度上知り得ないため、記載を省略しております。

② 有形固定資産
本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報
投資信託の受益者の情報を制度上知り得ないため、記載を省略しております。

３．報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報
該当事項はありません。

４．報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報
該当事項はありません。

５．報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報
該当事項はありません。

当事業年度（自　2024年 4月 1日　至　2025年 3月31日）
１．セグメント情報
当社は金融商品取引業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

２．関連情報
(1) 商品及びサービスごとの情報
単一の商品・サービスの区分の外部顧客からの営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 地域ごとの情報
① 営業収益
投資信託の受益者の情報を制度上知り得ないため、記載を省略しております。

② 有形固定資産
本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報
投資信託の受益者の情報を制度上知り得ないため、記載を省略しております。

３．報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報
該当事項はありません。

４．報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報
該当事項はありません。

５．報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報
該当事項はありません。

（収益認識関係）
１．収益の分解情報
顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、次のとおりであります。

（単位：千円）

| 区分 | 前事業年度<br>（自 2023年 4月 1日 | 当事業年度<br>（自 2024年 4月 1日 |
|---|---|---|

| | 至 2024年 3月31日） | 至 2025年 3月31日） |
|---|---|---|
| 営業収益 | 3,612,275 | 4,000,942 |
| うち委託者報酬 | 3,612,275 | 4,000,942 |
| 公募投資信託から生じるもの | 3,445,798 | 3,849,901 |
| 私募投資信託から生じるもの | 166,476 | 151,041 |

２．収益を理解するための基礎となる情報
(1) 契約及び履行義務に関する情報
当社は、投資信託の信託約款に基づき信託財産の運用指図等について、履行義務を負っています。委託者報酬額は、毎計算期間の最初の６ヶ月終了日および毎計算期末または信託終了のときに受け取ります。

(2) 取引価格の算定に関する情報
委託者報酬の金額は、信託期間を通じて毎日、投資信託の日々の純資産総額に対する一定の固定料率を乗じて計算されます。

(3) 履行義務の充足時点に関する情報
当社の日々のサービス提供時に、信託期間の経過とともに一定期間にわたり履行義務が充足されると判断し、当該報酬は投資信託の信託期間にわたり収益として認識しております。

３．当期及び翌期以降の収益の金額を理解するための情報
(1) 残存履行義務に配分した取引価格
当社では、残存履行義務に配分した取引価格の注記に当たっては、実務上の便法を適用し、当初に予想される契約期間が1年以内の契約について残存履行義務に関する情報の記載を省略しております。

（関連当事者情報）
１．関連当事者との取引
(ア)財務諸表提出会社の親会社及び主要株主等
前事業年度（自　2023年 4月 1日　至　2024年 3月31日）

| 種類 | 会社等の名称 | 所在地 | 資本金又は出資金(億円) | 事業の内容 | 議決権等の所有(被所有)割合(%) | 関連当事者との関係 | 取引の内容 | 取引金額(千円) | 科目 | 期末残高(千円) |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 親会社 | ㈱あおぞら銀行 | 東京都千代田区 | 1,000 | 銀行業 | 被所有直接100% | 役員の受入出向者の受入事務代行グループ通算制度機器の賃借 | 税額のうちグループ通算制度親会社への支払 | 263,684 | その他未払金 | 263,684 |
| | | | | | | | 出向者負担金 | 409,324 | その他未払金 | 68,606 |
| | | | | | | | 賃借料 | 4,927 | その他未払金 | 465 |
| | | | | | | | 代行手数料 | 552,935 | 未払手数料 | 277,387 |

当事業年度（自　2024年 4月 1日　至　2025年 3月31日）

| 種類 | 会社等の名称 | 所在地 | 資本金又は出資金(億円) | 事業の内容 | 議決権等の所有(被所有)割合(%) | 関連当事者との関係 | 取引の内容 | 取引金額(千円) | 科目 | 期末残高(千円) |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 親会社 | ㈱あおぞら銀行 | 東京都千代田区 | 1,259 | 銀行業 | 被所有直接100% | 役員の受入出向者の受入事務代行グループ通算制度機器の賃借 | 税額のうちグループ通算制度親会社への支払 | 131,641 | その他未払金 | 131,641 |
| | | | | | | | 出向者負担金 | 159,168 | その他未払金 | 30,370 |

| | | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | | | | 賃借料 | 7,099 | その他未払金 | 656 |
| | | | | | | | 代行手数料 | 626,298 | 未払手数料 | 264,667 |

(イ)財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社等及び財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等
前事業年度（自　2023年 4月 1日　至　2024年 3月31日）

| 種類 | 会社等の名称 | 所在地 | 資本金又は出資金(億円) | 事業の内容 | 議決権等の所有(被所有)割合(%) | 関連当事者との関係 | 取引の内容 | 取引金額(千円) | 科目 | 期末残高(千円) |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 同一の親会社を持つ会社 | あおぞら証券㈱ | 東京都千代田区 | 30 | 金融商品取引業 | なし | 事務代行 | 代行手数料 | 79,416 | 未払手数料 | 7,725 |

当事業年度（自　2024年 4月 1日　至　2025年 3月31日）

| 種類 | 会社等の名称 | 所在地 | 資本金又は出資金(億円) | 事業の内容 | 議決権等の所有(被所有)割合(%) | 関連当事者との関係 | 取引の内容 | 取引金額(千円) | 科目 | 期末残高(千円) |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 同一の親会社を持つ会社 | あおぞら証券㈱ | 東京都千代田区 | 30 | 金融商品取引業 | なし | 事務代行 | 代行手数料 | 76,028 | 未払手数料 | 7,408 |

(注) 1．上記（ア）～（イ）の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。
2．取引条件及び取引条件の決定方針等
(1) 出向者負担金については、親会社の給料基準に基づいて金額を決定しております。
(2) 代行手数料については、一般の取引条件と同様に決定しております。

2．親会社に関する注記
(1) 親会社情報
㈱あおぞら銀行　（東京証券取引所に上場）

（1株当たり情報）

| | 前事業年度<br>（自 2023年 4月 1日<br>至 2024年 3月31日） | 当事業年度<br>（自 2024年 4月 1日<br>至 2025年 3月31日） |
|---|---|---|
| 1株当たり純資産額 | 95,063.86円 | 130,718.18円 |
| 1株当たり当期純利益金額 | 39,583.71円 | 35,654.32円 |

（注）1．潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
2．1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は以下のとおりであります。

| | 前事業年度<br>（自 2023年 4月 1日<br>至 2024年 3月31日） | 当事業年度<br>（自 2024年 4月 1日<br>至 2025年 3月31日） |
|---|---|---|
| 当期純利益（千円） | 712,506 | 641,777 |
| 普通株主に帰属しない金額（千円） | - | - |
| 普通株式に係る当期純利益（千円） | 712,506 | 641,777 |
| 普通株式の期中平均株式数（株） | 18,000 | 18,000 |

（重要な後発事象）
該当事項はありません。

(1)中間貸借対照表

| 期別 | | 当中間会計期間末<br>（2025年 9月30日現在） | |
|---|---|---|---|
| 科目 | 注記番号 | 内訳<br>（千円） | 金額<br>（千円） |

| | | | |
|---|---|---|---|
| （資産の部） | | | |
| 流動資産 | | | |
| 現金・預金 | | | 2,060,354 |
| 前払費用 | | | 13,106 |
| 未収委託者報酬 | | | 2,026,169 |
| 未収入金 | | | 132 |
| 流動資産計 | | | 4,099,762 |
| | | | |
| 固定資産 | | | |
| 有形固定資産 | ※1 | | 17,829 |
| 建物 | | 17,517 | |
| 器具備品 | | 311 | |
| 無形固定資産 | | | 11,250 |
| ソフトウェア | | 11,250 | |
| 投資その他の資産 | | | 29,224 |
| 繰延税金資産 | | 29,083 | |
| 敷金差入保証金 | | 141 | |
| 固定資産計 | | | 58,303 |
| 資産合計 | | | 4,158,065 |
| | | | |
| （負債の部） | | | |
| 流動負債 | | | |
| 未払金 | | | 1,237,621 |
| 未払手数料 | | 1,048,791 | |
| その他未払金 | | 188,829 | |
| 未払費用 | | | 5,050 |
| 未払法人税等 | | | 45,488 |
| 未払消費税等 | | | 40,393 |
| 預り金 | | | 18,658 |
| 賞与引当金 | | | 29,717 |
| 流動負債計 | | | 1,376,929 |
| | | | |
| 固定負債 | | | |
| 資産除去債務 | | | 23,040 |
| 固定負債計 | | | 23,040 |
| 負債合計 | | | 1,399,969 |
| | | | |
| （純資産の部） | | | |
| 株主資本 | | | |
| 資本金 | | | 500,000 |
| 資本剰余金 | | | 400,000 |
| 資本準備金 | | 400,000 | |
| 利益剰余金 | | | 1,858,096 |
| その他利益剰余金 | | | |
| 繰越利益剰余金 | | 1,858,096 | |
| 純資産合計 | | | 2,758,096 |
| 負債・純資産合計 | | | 4,158,065 |

(2)中間損益計算書

| 期別 | | 当中間会計期間<br>（自　2025年 4月 1日<br>至　2025年 9月30日） | |
|---|---|---|---|
| 科目 | 注記番号 | 内訳<br>（千円） | 金額<br>（千円） |
| 営業収益 | | | |
| 委託者報酬 | | 2,350,134 | |
| 営業収益計 | | | 2,350,134 |
| 営業費用 | | | |
| 支払手数料 | | 1,213,755 | |
| 支払投資顧問料 | | 7,604 | |

| | | | |
|---|---|---|---|
| 広告宣伝費 | | 13,976 | |
| 調査費 | | 29,171 | |
| 委託計算費 | | 95,398 | |
| 営業雑経費 | | 56,068 | |
| 通信費 | | 3,489 | |
| 印刷費 | | 51,288 | |
| 協会費 | | 1,290 | |
| 営業費用計 | | | 1,415,975 |
| 一般管理費 | | | |
| 給料 | | 247,622 | |
| 役員報酬 | | 35,719 | |
| 役員賞与 | | 23,712 | |
| 給料・手当 | | 149,524 | |
| 賞与 | | 15,931 | |
| 賞与引当金繰入額 | | 22,735 | |
| 法定福利費 | | 27,000 | |
| 採用費 | | 840 | |
| 福利厚生費 | | 568 | |
| 交際費 | | 1,402 | |
| 寄付金 | | 2,000 | |
| 会議費 | | 1,108 | |
| 旅費交通費 | | 8,110 | |
| 租税公課 | | 13,452 | |
| 不動産賃借料 | | 14,377 | |
| 賃借料 | | 4,906 | |
| 固定資産減価償却費 | ※1 | 3,124 | |
| 資産除去債務利息費用 | | 92 | |
| 支払報酬料 | | 6,976 | |
| 消耗品費 | | 281 | |
| 外注費 | | 1,998 | |
| 保守修理費 | | 2,898 | |
| 保険料 | | 333 | |
| 送金手数料 | | 3,127 | |
| 一般管理費計 | | | 340,223 |
| 営業利益 | | | 593,936 |
| 営業外収益 | | | |
| 受取利息 | | 867 | |
| 雑収入 | | 513 | |
| 営業外収益計 | | | 1,380 |
| 経常利益 | | | 595,316 |
| 税引前中間純利益 | | | 595,316 |
| 法人税、住民税及び事業税 | | | 172,668 |
| 法人税等調整額 | | | 17,479 |
| 中間純利益 | | | 405,168 |

(3)中間株主資本等変動計算書
当中間会計期間（自　2025年 4月 1日　　至　2025年 9月30日）

（単位：千円）

| | 株主資本 | | | | | | 純資産合計 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 資本金 | 資本剰余金 | | 利益剰余金 | | 株主資本合計 | |
| | | 資本準備金 | 資本剰余金合計 | その他利益剰余金 | 利益剰余金合計 | | |
| | | | | 繰越利益剰余金 | | | |
| 当期首残高 | 450,000 | 450,000 | 450,000 | 1,452,927 | 1,452,927 | 2,352,927 | 2,352,927 |
| 当中間期変動額 | | | | | | | |
| 中間純利益 | | | | 405,168 | 405,168 | 405,168 | 405,168 |
| 資本剰余金から資本金への振替 | 50,000 | ▲50,000 | ▲50,000 | | | - | - |
| 当中間期変動額合計 | 50,000 | ▲50,000 | ▲50,000 | 405,168 | 405,168 | 405,168 | 405,168 |
| 当中間期末残高 | 500,000 | 400,000 | 400,000 | 1,858,096 | 1,858,096 | 2,758,096 | 2,758,096 |

重要な会計方針
１．固定資産の減価償却の方法
(1) 有形固定資産
建物については、定額法を採用しております。器具備品については、定率法によっております。
なお、主な耐用年数は次のとおりであります。
建物　10～30年
器具備品　3～15年

(2) 無形固定資産
定額法を採用しております。
なお、主な耐用年数は次のとおりであります。
自社利用のソフトウェア　5年

２．賞与引当金の計上基準
賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当会計年度に帰属する額を計上しております。

３．収益及び費用の計上基準
当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。
(1) 委託者報酬
当社は、投資信託の信託約款に基づき信託財産の運用指図等を行っております。当該報酬は投資信託の信託期間にわたり収益として認識しております。

４．その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項
(1) グループ通算制度の適用
当社は、株式会社あおぞら銀行を通算親会社とするグループ通算制度を適用しており、当制度を前提とした会計処理を行っております。

注記事項
（追加情報）
（共通支配下の取引等）
当社は、2025年9月30日付けで、親会社である株式会社あおぞら銀行の100%子会社のあおぞら証券株式会社を吸収合併する合併契約書をあおぞら証券株式会社との間で締結いたしました。

１．吸収合併の概要
(1) 結合当事企業の名称及び当該事業の内容
存続会社の名称　あおぞら投信株式会社
事業の内容　投資運用業務
消滅会社の名称　あおぞら証券株式会社
事業の内容　金融商品取引業務

(2) 企業結合日
2026年4月1日（予定）

(3) 企業結合の法的形式
あおぞら投信株式会社を存続会社とする吸収合併方式。あおぞら証券株式会社は効力発生日をもって解散します。なお、株式会社あおぞら銀行は、本合併を無対価とし、存続会社は消滅会社の事業を承継します。

(4) 結合後企業の名称
あおぞら投信株式会社

(5) その他取引の概要に関する事項
本合併は株式会社あおぞら銀行の新中期経営計画の施策として実施するものです。あおぞら投信株式会社とあおぞら証券株式会社が統合することで、それぞれが取り組んできた金融機関向けビジネスの営業力強化を実現します。
本合併後、個人向け公募投信ビジネスにおいては、地域金融機関から証券会社にも販売網を拡充し、預り資産の拡大を目指します。地域金融機関を中心とする機関投資家のお客さま向け私募投信ビジネスにおいては、資産運用業と証券業が統合した製販一体の強みを活かし、お客さまへ付加価値の高い商品提供を進めます。
加えて、証券化商品・債券系商品の販売も強化することで、あおぞら銀行グループの資産流動化ビジネス推進の一翼も担っていきます。

２．会計処理の概要
企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成31年１月16日）および「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 平成31年１月16日）に基づき、共通支配下の取引等として会計処理を行う予定であります。

（中間貸借対照表関係）
当中間会計期間（2025年 9月30日現在）
※１．有形固定資産の減価償却累計額　7,897千円

（中間損益計算書関係）
当中間会計期間（自　2025年 4月 1日　至　2025年 9月30日）
※１．有形固定資産の減価償却実施額　624千円
無形固定資産の減価償却実施額　2,500千円

（中間株主資本等変動計算書関係）
当中間会計期間（自　2025年 4月 1日　至　2025年 9月30日）
発行済株式の種類及び総数に関する事項

| 株式の種類 | 当事業年度<br>期首株式数 | 当中間会計期間<br>増加株式数 | 当中間会計期間<br>減少株式数 | 当中間会計期間<br>末株式数 |
|---|---|---|---|---|
| 普通株式 | 18,000株 | - | - | 18,000株 |

（金融商品関係）

１．金融商品の時価等に関する事項

2025年9月30日における中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

当中間会計期間（2025年 9月30日現在）

（単位：千円）

| | 中間貸借対照表<br>計上額 | 時価 | 差額 |
|---|---|---|---|
| 未収委託者報酬 | 2,026,169 | 2,026,169 | - |
| 資産計 | 2,026,169 | 2,026,169 | - |
| 未払手数料 | 1,048,791 | 1,048,791 | - |
| その他未払金 | 188,829 | 188,829 | - |
| 負債計 | 1,237,621 | 1,237,621 | - |

（注）「現金・預金」については、現金であること、及び預金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。
また、「未収入金」については、還付税金であり、金額的にも極めて僅少であることから、記載を省略しております。

２．金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の３つのレベルに分類しております。

レベル１の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価
レベル２の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル１のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価
レベル３の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で中間貸借対照表に計上している金融商品

当中間会計期間（2025年 9月30日現在）

該当事項はありません。

(2) 時価で中間貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

当中間会計期間（2025年 9月30日現在）

| 区分 | 時価（単位：千円） | | | |
|---|---|---|---|---|
| | レベル１ | レベル２ | レベル３ | 合計 |
| 未収委託者報酬 | - | 2,026,169 | - | 2,026,169 |
| 資産計 | - | 2,026,169 | - | 2,026,169 |
| 未払手数料 | - | 1,048,791 | - | 1,048,791 |
| その他未払金 | - | 188,829 | - | 188,829 |
| 負債計 | - | 1,237,621 | - | 1,237,621 |

（注）時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

未収委託者報酬

これらの時価は、一定の期間ごとに区分した債権ごとに、債権額と満期までの期間及び信用リスクを加味した利率を基に割引現在価値法により算定しており、レベル２の時価に分類しております。

未払手数料及びその他未払金

これらの時価は、一定の期間ごとに区分した債務ごとに、その将来キャッシュ・フローと、返済期日までの期間及び信用リスクを加味した利率を基に割引現在価値法により算定しており、レベル２の時価に分類しております。

（資産除去債務関係）

当中間会計期間（自　2025年 4月 1日　　至　2025年 9月30日）

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

(1) 資産除去債務の総額の増減

（単位：千円）

| | |
|---|---|
| 期首残高 | 22,947 |
| 有形固定資産の取得に伴う増加額 | - |
| 時の経過による調整額 | 92 |
| 資産除去債務の履行による減少額 | - |
| 期末残高 | 23,040 |

（セグメント情報等）

当中間会計期間（自　2025年 4月 1日　　至　2025年 9月30日）

１．セグメント情報

当社は金融商品取引業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

２．関連情報

(1) 商品及びサービスごとの情報

単一の商品・サービスの区分の外部顧客からの営業収益が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 地域ごとの情報

① 営業収益

投資信託の受益者の情報を制度上知り得ないため、記載を省略しております。

② 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

投資信託の受益者の情報を制度上知り得ないため、記載を省略しております。

３．報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

該当事項はありません。

４．報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

該当事項はありません。

５．報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

該当事項はありません。

（収益認識関係）

顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、次のとおりであります。

（単位：千円）

| 区分 | 当中間会計期間<br>（自 2025年 4月 1日<br>至 2025年 9月30日） |
|---|---|
| 営業収益 | 2,350,134 |
| うち委託者報酬 | 2,350,134 |
| 公募投資信託から生じるもの | 2,278,554 |
| 私募投資信託から生じるもの | 71,579 |

（１株当たり情報）

当中間会計期間（自　2025年 4月 1日　　至　2025年 9月30日）

１株当たり純資産額　　153,227.56円

１株当たり中間純利益金額　　22,509.38円

なお、潜在株式調整後１株当たり中間純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

（注）１株当たり中間純利益金額の算定上の基礎は以下のとおりであります。

| | 当中間会計期間<br>（自 2025年 4月 1日<br>至 2025年 9月30日） |
|---|---|
| 中間純利益（千円） | 405,168 |
| 普通株主に帰属しない金額（千円） | - |
| 普通株式に係る中間純利益（千円） | 405,168 |
| 普通株式の期中平均株式数（株） | 18,000 |

（重要な後発事象）

該当事項はありません。

# 独立監査人の監査報告書

2025年5月20日

あおぞら投信株式会社
取　締　役　会　　御　中

有限責任監査法人トーマツ
東　京　事　務　所

指定有限責任社員
業務執行社員　　公認会計士　杉　浦　　栄　亮

監査意見
当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているあおぞら投信株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの第12期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。
当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、あおぞら投信株式会社の2025年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容
その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。
当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

財務諸表に対する経営者及び監査役の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。
財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。
監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任
監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。
監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。
- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係
会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

(注)1.上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。
2.ＸＢＲＬデータは監査の対象には含まれておりません。

# 独立監査人の中間監査報告書

2025年11月20日

あおぞら投信株式会社
取　締　役　会　　御　中

有限責任監査法人トーマツ
東　京　事　務　所

指定有限責任社員
業務執行社員　　公認会計士　杉　浦　　栄　亮

中間監査意見
当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているあおぞら投信株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの第13期事業年度の中間会計期間（2025年4月1日から2025年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。
当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、あおぞら投信株式会社の2025年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（2025年4月1日から2025年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠
当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者及び監査役の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。
中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。
監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表監査における監査人の責任
監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。
監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。
- 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係
会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

(注)1.上記の中間監査報告書の原本は当社が別途保管しております。
2.ＸＢＲＬデータは中間監査の対象には含まれておりません。

# 独立監査人の中間監査報告書

2026年1月7日

あおぞら投信株式会社
取締役会御中

有限責任監査法人トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　杉浦　栄亮

中間監査意見
当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているあおぞら・新グローバル分散ファンド（限定追加型）2024-04の2025年4月22日から2025年10月21日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。
当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、あおぞら・新グローバル分散ファンド（限定追加型）2024-04の2025年10月21日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（2025年4月22日から2025年10月21日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠
当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、あおぞら投信株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。
中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

中間財務諸表監査における監査人の責任
監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。
監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論

**付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。**

**・　中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。**

**監査人は、経営者に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。**

**利害関係**

**あおぞら投信株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。**

**以　上**

---

**(注)1.上記は、当社が、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。**
**2.ＸＢＲＬデータは中間監査の対象には含まれていません。**